



熊本県公報

第13300号
令和6年(2024年)
1月26日(金)
(毎週火・金発行)

目次

告示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 2
○指定採取源の指定	(森林整備課) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 3
○土砂災害警戒区域の指定	() 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	() 4
○電線共同溝法に基づく整備すべき道路の指定	(道路保全課) 5
○都市計画事業の事業計画変更認可(今釜本渡港線外1線)	(都市計画課) 5
○令和6年能登半島地震に係る県税の申告・納付等の期限の延長	(税務課) 5
公告	
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画の変更	(都市計画課) 6
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課) 6
○換地処分	(農地整備課) 6
○令和5年度(2023年度)熊本県移住定住都市圏プロモーション等実施業務委託委託先の決定	(地域振興課) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 7
登載依頼	
○令和5年度(2023年度)第3回熊本県障害者施策推進審議会の開催	(障害者施策推進審議会) 8
○熊本県国土利用計画審議会の開催	(国土利用計画審議会) 8
○流水型ダムに係る環境影響評価審査会の開催	(流水型ダムに係る環境影響評価審査会) 9
○令和5年度(2023年度)第4回熊本県行政文書等管理委員会	(行政文書等管理委員会) 9
○令和5年度(2023年度)菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 10
○令和5年度(2023年度)熊本県献血推進協議会の開催	(献血推進協議会) 10

告示

熊本県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年(2024年)1月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	鹿本松尾線	山鹿市鹿本町庄字小路 700番1地先から 同所 705番2地先まで	前	6.8 ～ 9.3	107.5	防交 安(交 通 安 全)
			後	8.0 ～ 9.4		

2 区域を変更する期日 令和6年(2024年)1月26日

熊本県告示第67号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
八勢	御船町上野	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
椎ノ尾2	御船町七滝	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
東上野下	御船町七滝	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東上野下2	御船町七滝	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
東上野中2	御船町七滝	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
東上野上3	御船町七滝	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
滝園12	御船町七滝	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
木の末	御船町七滝	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小川野7	御船町七滝	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小川野9	御船町七滝	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下梅木5	御船町滝尾	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上梅木9	御船町滝尾	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
上梅木10	御船町滝尾	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
福原	益城町福原	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
船野山	益城町砥川	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

（別図1から別図15までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第68号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年（2024年）1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下椎尾1	御船町上野	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
下椎尾2	御船町上野	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
八勢川	御船町七滝	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
川嶋	御船町七滝	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
北ノ迫	御船町七滝	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
松ノ生	御船町七滝 御船町水越	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
藤木沢3	御船町水越	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
釜出	御船町上野	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
吹野6	御船町七滝	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
松ノ生8	御船町七滝	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
藤木8	御船町水越	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
郷ノ迫	嘉島町井寺	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
小谷3	益城町小谷	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

(別図1から別図13までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第69号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源に指定したので、同法第5条第1項の規定により告示する。

令和6年（2024年）1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

指定番号	熊本育令和5-1
指定年月日	令和6年（2024年）1月26日
指定採取源の種別	育種母樹林
樹種	スギ
所在場所	熊本県菊池市旭志伊坂806
本数	52本
面積	0.01ヘクタール
所有者氏名及び住所	坂本 信介 熊本県菊池市泗水町住吉724-4

熊本県告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公

示する。
令和6年(2024年)1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
八勢2	御船町上野 御船町七滝	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
権ノ尾	御船町七滝	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
東上野上2	御船町七滝	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
滝園13	御船町七滝	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
小川野8	御船町七滝	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下辺田見10	御船町辺田見	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第72号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和6年(2024年)1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
間所6	御船町田代 益城町福原	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
玉来9	御船町田代	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
木戸屋4	御船町田代	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

宮の本4	御船町上野	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
宮の本5	御船町上野	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
川角12	御船町田代	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
川角13	御船町田代	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
津ヶ峰6	御船町上野	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
染野	御船町上野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
高代	御船町上野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
津ヶ峰7	御船町上野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
長崎5	御船町上野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
長崎6	御船町上野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下辺田見9	御船町御船	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第73号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、令和6年(2024年)1月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年(2024年)1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	387号	合志市御代志字東海道1693番10地先から 合志市須屋字東大窪2661番3地先まで

2 指定する期日 令和6年(2024年)1月26日

熊本県告示第74号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年(2024年)1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 施行者の名称 天草市

2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画道路事業3・5・6号下川原茂木根線及び3・6・10号今釜本渡港線

3 事業施行期間 平成26年(2014年)10月28日から令和7年(2025年)3月31日まで

4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示75号

熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号。以下「条例」という。)第15条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、

請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所又は事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年（2024年）1月1日以降に到来するものについては、条例第26条第1項第1号及び第2号の規定により課する個人の県民税、条例第99条第1項の規定により課する自動車税の環境性能割、条例第104条第1項の規定により課する自動車税の種別割、条例第145条の規定により課する狩猟税並びに当分の間道府県に申告納付するものとされている軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

令和6年（2024年）1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

指 定 地 域
富山県 石川県

公 告

熊本県公告第59号

熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画（設計の概要及び資金計画）を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年（2024年）1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 事業施行期間 平成30年（2018年）10月5日から令和10年（2028年）3月31日まで
- 3 施行地区 上益城郡益城町大字木山字居屋敷及び字市ノ後の各一部、大字宮園字居屋敷及び字辻の各一部、大字寺迫字今吉の一部、大字安永字火迫の一部並びに大字辻の城の一部
- 4 事業の名称 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 上益城郡益城町
- 6 事業計画の決定の年月日 平成30年（2018年）10月5日
- 7 事業計画の変更の年月日 令和6年（2024年）1月26日

熊本県公告第60号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和6年（2024年）1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1452号	生石灰	30.0 苦土 生石灰	アルカリ分 ：100.0 ＜溶性苦土 ：30.0	該当なし	有限会社谷脇石灰工業所 熊本県宇城市松橋町曲野3304-5	令和12年（2030年）1月18日

熊本県公告第61号

県営第二腹赤地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和6年（2024年）1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第62号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年（2024年）1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度(2023年度)熊本県移住促進都市圏プロモーション等実施業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年(2023年)12月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社JR西日本コミュニケーションズ
大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
- 5 随意契約に係る契約金額
161,838,600円(うち消費税及び地方消費税の額14,712,600円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号に該当するため。

熊本県公告第63号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年(2024年)1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)御代志土地区画整理事業B4地区商業施設
合志市須屋字東大窪2664番1の一部 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社南栄開発 代表取締役 齊藤 忠	熊本市東区小峯三丁目1番18号

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
未定	

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年(2025年)3月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,598平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
敷地西側 141台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
駐輪場① A棟南側 15台
駐輪場② B棟西側 20台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設① A棟北東側 48平方メートル
荷さばき施設② A棟北側 40平方メートル
荷さばき施設③ B棟西側 12.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物保管施設① A棟北東側 18.25立方メートル
廃棄物保管施設② B棟東側 5.12立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
A棟1階店舗 午前9時から午後10時まで
A棟2階店舗 午前9時から午後10時まで
B棟1階店舗 午前9時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 西側国道387号出入口2箇所
北東側市道御代志木原野線出入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① 24時間
荷さばき施設② 午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設③ 午前6時00分～午後10時00分

- 8 届出年月日
令和6年(2024年)1月10日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県北広域本部振興課
令和6年(2024年)1月26日から令和6年(2024年)5月26日まで
- 10 その他
法第8条第2項の規定により意見を有する者は、この公告の日から令和6年(2024年)5月26日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課に提出することができる。
なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

登載依頼**熊本県障害者施策推進審議会公告第3号**

令和5年度(2023年度)第3回熊本県障害者施策推進審議会を次のとおり開催する。
令和6年(2024年)1月26日

熊本県障害者施策推進審議会

- 開催日時
令和6年(2024年)2月6日(火)
午後2時から
- 開催場所
熊本県庁防災センター201会議室
- 議題(予定)
(1)第6期熊本県障がい者計画中間見直しの素案について
(2)第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について
- 傍聴者の定員について
10人
- 傍聴手続について
(1)傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
(2)傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3)傍聴を希望される方で、傍聴に際して手話通訳、要約筆記等が必要な場合は、令和6年(2024年)1月29日(月)までに下記問合せ先へ申し込むこと。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県障害者施策推進審議会事務局(熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課企画共生班)(電話 096-333-2236)

熊本県国土利用計画審議会公告第1号

熊本県国土利用計画審議会の会議を次のとおり開催する。
令和6年(2024年)1月26日

熊本県国土利用計画審議会

- 開催日時
令和6年(2024年)2月7日(水)午前10時00分から午前11時30分(予定)まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 1階 テルサルーム
- 議事
(1)会長の選出及び会長代理の指名について
(2)熊本県土地利用基本計画(計画図)の変更について
(3)その他
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
(2)傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県国土利用計画審議会事務局
(熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課)
電話096-333-2135

流水型ダムに係る環境影響評価審査会公告第1号

流水型ダムに係る環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。

令和6年(2024年)1月26日

流水型ダムに係る環境影響評価審査会

- 開催日時
令和6年(2024年)2月2日(金)午後1時30分から午後4時30分まで
- 開催形式
会場：錦町ひみつ基地ミュージアム 多目的ホール
(熊本県球磨郡錦町木上西2-107)
オンライン形式を併用する。
- 審議内容
「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価準備レポート」について
- 傍聴者の定員
会場：10人
オンライン形式：200人
- 会場における傍聴手続
(1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の15分前までに集合すること。
(2) 傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
(3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- オンライン会議形式の傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、申込WEBサイトにより、令和6年(2024年)1月31日(水)午後0時までに申し込みを行うこと。
(2) 申し込みが定員に達した場合は、予定より早く申し込みを早く締め切る場合があるため、留意すること。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班)
電話096-333-2268

熊本県行政文書等管理委員会公告第4号

令和5年度(2023年度)第4回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

令和6年(2024年)1月26日

熊本県行政文書等管理委員会会長 澤田道夫

- 開催日時
令和6年(2024年)2月2日(金)
午後1時30分から(1時間30分程度)
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題
(1) 公安委員会における行政文書の廃棄に関する意見聴取について
(2) 熊本県警の規則その他の規程の一部改正に関する諮問
(3) 熊本県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則及び熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部改正について(報告)
(4) 令和4年度点検実施状況結果に係る報告について(報告)
(5) 令和4年度実施監査結果に係る報告について(報告)
(6) 行政(法人)文書管理状況及び行政文書ファイル管理簿の公表について(令和3年度分)(報告)
- 傍聴者の定員
5人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点で既に定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課(電話096-333-2061)

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

令和5年度(2023年度)菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおり。

令和6年(2024年)1月26日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長 樽 美 光 一

- 1 開催日時
令和6年(2024年)2月14日(水)午後2時から午後3時15分まで
- 2 開催場所
熊本県菊池市隈府872番地1
菊池市中央公民館 2階 大研修室
- 3 議題
 - (1) 協議事項
 - ① 令和6年度(2024年度)菊池地域病院群輪番制について
 - (2) 報告事項
 - ① 菊池管内の救急搬送の状況について
 - ② 菊池地域健康危機管理推進会議について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
菊池市隈府1272-10
菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
熊本県菊池保健所総務企画課内
(電話0968-25-4156)

熊本県献血推進協議会公告第1号

令和5年度(2023年度)熊本県献血推進協議会の会議を次のとおり開催する。

令和6年(2024年)1月26日

熊本県献血推進協議会

会長 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
令和6年(2024年)2月20日(火曜日)
午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所
熊本市東区長嶺南2丁目1番1号
熊本県赤十字血液センター 3階大ホール
- 3 議事
 - (1) 報告事項
 - ア 令和5年度(2023年度)献血実績について
 - イ 血液事業の現状について
 - ウ 血液製剤の供給状況について
 - (2) 協議事項
 - ア 令和6年度(2024年度)献血推進計画(案)について
 - (3) 質疑
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において協議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県献血推進協議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課)
(電話096-333-2242 (ダイヤルイン))